

## 「募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針」

平成30年5月23日

楽天証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

### (1) 新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客様(機関投資家以外の法人のお客様を含みます。以下同じ)への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として抽選により配分先を決定いたします。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、ブックビルディング期間中に当該ブックビルディングに需要申告をなさり、かつ購入申込期間に購入のお申込みをなさった個人のお客様からのものを対象に、購入申込期間の最終日の夕刻に当社が行います。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、銘柄ごとに一人のお客様からの抽選の申込み数量に上限を設定いたします。
- ② 抽選に当たっては、購入のお申込みをなさった株数に応じて抽選番号(乱数)を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなします。
- ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選実施後すみやかに、当落の結果を当社のWEBサイトを通じてお知らせいたします。
- ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ 個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合

ハ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

ニ 抽選を行う数量が5単位に満たない場合

- (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、有価証券投資に関する知識・経験・資力等の所謂「適合性の原則」に留意しつつ、当社との取引状況やお客様の取引意向等を総合的に勘案して行うことといたします。

### (3) 新規公開株以外の場合

0106010103

既公開株等の配分につきましては、上記（1）及び（2）と同様の要領で配分することとしています。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、原則として当社が配分する数量の全株を当該抽選に付すことといたします。
5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなさり、かつ購入申込期間に購入のお申込みをなさったお客様の中から決定いたします。ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告及び購入の申込みは、当社ホームページの専用ページで受け付けます。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ（<http://www.rakuten-sec.co.jp/>）においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客へ意図的に過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。また、当選後にこれらの事実が判明した場合は、当該お客様の当選を取り消す場合があります。
10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。